

平成十二年通商産業省令第三十八号

消費生活用製品安全法施行令第十四条第二項の規定に基づく都道府県知事又は市長の報告に関する省令

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第八十七号）の施行に伴い、消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）を実施するため、消費生活用製品安全法施行令第十二条第二項に基づく都道府県知事の報告に関する省令を次のように制定する。

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、消費生活用製品安全法（以下「法」という。）及び消費生活用製品安全法施行令（昭和四十九年政令第四十八号。以下「令」という。）において使用する用語の例による。

（経済産業大臣に対する都道府県知事又は市長の報告）

第二条 都道府県知事は、法第四十条第一項の規定により報告の徴収を行ったときは、令第十四条第二項の規定により、速やかに、その旨を当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。

2 市長は、法第四十条第一項の規定により報告の徴収を行ったときは、令第十四条第二項の規定により、速やかに、その旨を当該市の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

第三条 都道府県知事は、その職員に、法第四十一条第一項の規定により立入検査をさせた場合は、令第十四条第二項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第一又は様式第三による報告書を、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

2 都道府県知事は、その職員に、法第四十一条第一項の規定により立入検査をさせた場合であつて、法令に違反する事実があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、直ちに、様式第二又は様式第四による報告書を、当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。

3 市長は、その職員に、法第四十一条第一項の規定により立入検査をさせた場合は、令第十四条第二項の規定により、その年度中の立入検査の結果を取りまとめて翌年度の四月三十日までに、様式第一又は様式第三による報告書を、当該市の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

4 市長は、その職員に、法第四十一条第一項の規定により立入検査をさせた場合であつて、法令に違反する事実があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、直ちに、様式第二又は様式第四による報告書を、当該市の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。この場合において、当該市長は、当該報告書を当該市を包括する都道府県の知事に提出することができる。

第四条 都道府県知事は、法第四十二条第一項の規定により特定製品を提出すべきことを命じたときは、令第十四条第二項の規定により、速やかに、その旨を当該都道府県の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。

2 市長は、法第四十二条第一項の規定により特定製品を提出すべきことを命じたときは、令第十四条第二項の規定により、速やかに、その旨を当該市の区域を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に報告しなければならない。この場合において、当該市長は、その旨を当該市を包括する都道府県の知事に報告することができる。

附 則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成十二年二月五日通商産業省令第三十七号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （平成十二年二月一八日通商産業省令第三八七号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則 （平成一六年二月二七日経済産業省令第二五号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年三月一日から施行する。

附 則 （平成一九年四月五日経済産業省令第三七号）

この省令は、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年五月十四日）から施行する。

附 則 （平成二一年一月一六日経済産業省令第一号）

この省令は、消費生活用製品安全法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十一年四月一日）から施行する。

附 則 （平成二四年三月三〇日経済産業省令第二四号）

この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 （令和元年五月七日経済産業省令第一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 （令和元年七月一日経済産業省令第一七号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

様式第1（第3条関係）

年度立入検査実施年報 (都道府県名又は市名)																				
										担当部課										
										担当者名										
(内訳)																				
											立入販売事業者実数									
											うち違反販売事業者実数									
番号	特定製品 の区分	立入販売事業者 数	うち違反 販売事 業者数	検査機種数		違反内容				備考										
				うち違 反機種 数	法第13条 に規定す る表示に 係る不適 合	経過措 置期間 が終了し ている表 示を貼付	技術基 準上の 表示に 係る不 適合	その他 の違反												
合 計																				

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 立入検査を受けた事業者のうち特定製品を取り扱っていたもののみを集計することとする。

3 事業者実数は、立入検査を受けた事業者の数とする。

立入検査実施状況報告書					
都道府県名又は市名			検査官所属部課名		
検査官名			検査実施年月日		年 月 日
特定製品の区分					
販売事業者名					
	所在地				
	電話番号				
	販売型式	イ 百貨店 ロ スーパー ハ 専門店 ニ その他()			
製造又は輸入事業者名					
	ブランド名				
	型名				
仕入先事業者名					
	所在地				
	電話番号				
仕入時期					
違反点数			点		
	無表示数		点(内訳)		
	表示箇所違反数		点(内訳)		
	販売店で表示した数		点(内訳)		
	他の表示を重貼した数		点(内訳)		
	基準不適合数()		点(内訳)		
	その他()		点(内訳)		
販売店が所有している当該特定製品の総数			点(内訳)		
違反内容の説明に対する販売店の対応状況()					
販売店が自主的に採った措置(年 月 日確認)					
イ 撤去 ロ 仕入先に返品 ハ 廃棄 ニ その他() ホ 措置せず()					

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 内訳は、型名等製品が特定できる内容とすること。
- 3 特定製品、製造又は輸入事業者毎に別葉とすること。

様式第3(第3条関係)

年度立入検査実施年報 (都道府県名又は市名)							
担当部課							
担当者名							
立入特定保守製品取引事業者実数							
うち違反特定保守製品取引事業者実数							
(内訳)							
番号	特定保守製品の区分	立入特定保守製品取引事業者数	うち違反特定保守製品取引事業者数	違反内容			備考
				法第32条の5第1項に係る説明義務違反	法第32条の5第2項に係る説明義務違反	その他の違反	

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 立入検査を受けた事業者のうち特定保守製品を取り扱っていたもののみを集計することとする。

3 事業者実数は、立入検査を受けた事業者の数とする。

4 特定保守製品の区分にはガス種の別も記載すること。

立入検査実施状況報告書					
都道府県名又は市名			検査官所属部課名		
検査官名			検査実施年月日		年 月 日
特定保守製品の区分					
特定保守製品取引事業者					
所在地					
電話番号					
販売形式		イ. 百貨店 ロ. スーパー ハ. 専門店 ニ. その他()			
違反内容		イ. 法第32条の5第1項に係る説明義務違反 ロ. 法第32条の5第2項に係る説明義務違反 ハ. その他の違反()			
型名(製品名)					
特定製造事業者等名					
ブランド名					
販売数					
違反内容の説明に対する当該事業者の対応状況					
当該事業者が自主的に採った措置(年 月 日 確認)					
イ. 顧客リストを基に、既取得者(所有者)への説明 ロ. 顧客リストを基に、既取得者(所有者)の承諾を得て特定製造事業者等への情報提供 ハ. 説明手順・情報提供手順の確立と販売員教育の実施 ニ. 新規取得者(所有者)への説明 ホ. 新規取得者(所有者)の承諾を得て特定製造事業者等への情報提供 ヘ. その他() ト. 措置せず()					

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

2 特定保守製品の区分、特定保守製品取引事業者毎に別葉とすること。

3 特定保守製品の区分にはガス種の別も記載すること。